

高山市空家等対策に関する取り組みについて

高山市都市政策部建築住宅課

取り組み（案）の概要

(1) 目的

空家等の適切な管理及び活用については、第一義的な責任者である所有者等が自主的に行うことが求められている。市ではそれらの取り組みを促進するために、事業者や市民等との連携のもと、空家等に起因する安全・防災や防犯、衛生、景観など生活環境上の問題の改善及び空家等の発生の予防を図るとともに、空家等の状態に即した施策を行うことで、総合的な空家等対策を進める。

また、適切に管理されないことにより第三者に危害を及ぼすような空家等への対応については、審査会の設置など法的手続きを進めるための環境を整備し、市民生活の安全安心を確保する。

(2) 責務

- ・市は、空家等の適切な管理及び活用など空家等対策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、計画に基づく各種施策を実施する。
- ・所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等の適切な管理を行う。
- ・事業者は、事業活動に当たって、空家等の適切な管理及び活用に配慮し、施策に協力する。
- ・市民等は、地域における空家等の状況を把握するとともに、危険な空家等の情報を市へ提供する。

(3) 空家等の適切な管理及び活用の推進

・空家等の適切な管理及び活用

市は、空家等の適切な管理及び活用を図るために、所有者等に対し自主的な対応を促すとともに、空家等の状態に応じた支援を行う。

・空家等の除却支援

市は、適切に管理されていない空家等のうち経済的事情を有する老朽空家等の所有者等に対し、必要な支援を行う。

・関係機関との連携

市は、空家等の適切な管理及び活用の推進について、必要があると認めるときは、警察署やその他の関係機関と連携した取り組みを行う。

(4) 特定空家等への対応

- ・判断基準の策定

市は、管理不全空家等や特定空家等の判断に必要となる基準を策定する。

- ・審査会の設置

市は、特定空家等の判断にあたり、客観性や専門性を担保するため、審査会を設置する。

- ・特定空家等の認定

市は、特定空家等の認定にあたっては、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による調査又は立入調査を実施するとともに、特定空家等判断基準に基づく評価を行い、審査会への諮問、答申を経て判断する。

- ・特定空家等に対する措置

市は、認定した特定空家等の所有者等に対し、必要な法的措置を講ずる。